

5 川 監 公 第 5 号

令和 5 年 7 月 3 1 日

監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、令和 4 年 1 2 月 9 日付け 4 川監公第 1 5 号で公表した監査の結果の報告に基づき、川崎市長、川崎市代表監査委員及び川崎市人事委員会委員長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	植 村 京 子
同	石 田 康 博
同	かわの 忠 正

5川総コ第30号

令和5年6月30日

川崎市監査委員 大村 研一 様  
同 植村 京子 様  
同 石田 康博 様  
同 かわの 忠正 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、  
令和4年12月9日付け4川監報第7号で報告の提出がありました監査の結果  
に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

## 1 令和4年度第1回定期（財務）監査・行政監査結果に対する措置状況

### （1）定期（財務）監査

#### ア 徴収手続を適正に行うべきもの

##### [指摘の要旨]

川崎市財産規則（昭和39年川崎市規則第33号）第25条第1項第2号によると、行政財産の使用許可に係る使用料について、使用許可の期間が1年を超える場合にあっては、使用許可の期間の開始日又は年度の開始日から起算して30日以内にその会計年度の全額を納付させなければならないとされている。

防災備蓄倉庫使用料についてみたところ、徴収手続が遅れたことにより規則に定める期限内に納付されていなかった。

規則に基づき、徴収手続を適正に行われたい。

##### [措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、部内会議で周知徹底を図り、併せて、令和4年度分の使用料について、使用者に対し納付を依頼し、納付されたことを確認しました。

今後は、関係法令等に基づき、適正な徴収業務に努めます。

（危機管理本部危機対策部）

#### イ 督促手続を適正に行うべきもの

##### [指摘の要旨]

川崎市債権管理条例（平成25年川崎市条例第42号）第5条によると、市の債権について、履行期限までに履行しない者がいるときは、督促状により期限を指定して督促しなければならないとされている。

給与の戻入等の債権についてみたところ、督促状を発していなかった事例があった。

条例に基づき、督促手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、滞納債権の適正な督促手続について関係職員に周知徹底し、対象者に督促状を発送しました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

(総務企画局人事部総務事務センター)

ウ 支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第9条第2項によると、請求書の首標金額の頭初に「¥」の記号を表示するものとされている。

また、公文書の適正な作成について（通知）（平成26年4月8日付け26川総行情第78号）によると、「筆跡が消せるボールペン」の使用は、公文書の改ざん等、重大な法令違反につながるおそれがあるほか、市政に対する市民の信用を失う行為になりかねないとして、公文書では使用しないこととされている。

さらに、会計事務の手引（平成29年3月31日付け28川会第2493号）によると、請求書の記載はボールペン等、筆跡の消えないものを用いることとされている。

支出に関する証拠書類をみたところ、次の事例があった。規則等に基づき、支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行われたい。

(ア) 請求書の首標金額の頭初に「¥」の記号がなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、文書により指摘事項の内容及び適正な事務執行について、局内に周知するとともに、請求書等に不備がないことを

確認しました。

また、相手方が記載した請求書等についても、首標金額頭初の「¥」記号の未記載などの不備がないことを確認することとし、複数でのチェックを徹底するよう、関係職員に周知しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(財政局資産管理部資産運用課、税務部税制課、みぞのくち市税事務所市民税課、同こすぎ市税分室)

(イ) 筆跡が消せるボールペンや鉛筆で記載されていた事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止に向けて、課内会議等で指摘事項の内容を周知するとともに、相手方が記載した請求書等についても、筆跡が消せるボールペンの使用などの不備がないことを確認することとし、複数でのチェックを徹底するよう、関係職員に周知しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(総務企画局人事部人事課、同職員厚生課、財政局税務部税制課、危機管理本部危機対策部、市民オンブズマン事務局)

エ 産業廃棄物の処理に係る手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の2第4号によると、委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、同号で掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていることとされている。

産業廃棄物の運搬、処分等に係る委託契約についてみたところ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面も添付されていたものの、請書によって事務処

理を行い、本来作成すべきであった契約書を作成していなかった事例があった。

法令に基づき、産業廃棄物の処理に係る手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、再発防止を図るため、関係法令等について課内会議等の場で周知するとともに、適正な事務手続を行うよう改めて周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(総務企画局東京事務所、総務部庁舎管理課、危機管理本部危機対策部)

オ 再委託に係る事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

「かわさき市政だより」特別号ポスティング業務委託契約書個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項第6条第1項によると、受注者は、この契約による業務の全部を一括して、又は主要な部分を第三者に委託してはならないとされ、同項ただし書により、業務の一部であって、発注者に事前に書面により申請し、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでないとされている。

当該業務委託の再委託に係る事務についてみたところ、受注者から書面による申請がされておらず、また、市も書面による承諾をしていなかった。

特記事項に基づき、再委託に係る事務を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、再発防止を図るため、課内会議で周知するとともに、適正な事務手続を行うよう改めて課内全員に注意喚起しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(総務企画局都市政策部企画調整課)

カ その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

財務関係法令等に基づき、適正な事務手続を行うとともに、再発防止に努められたい。

(ア) 収納金の払込みを適正に行うべきもの

複写機の利用に係る収納金について、規則等で定める期間等を超えて、収納又は払込みが行われていた事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止を図るため、財務関係法令等について職員に周知し、作業スケジュールを見直しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(総務企画局情報管理部公文書館)

(イ) 換価猶予に係る事務を適正に行うべきもの

条例で定める分割納付の各納付期限等の記載がない換価の猶予申請書を受理していた事例

[措置内容]

指摘事項については、分割納付の各納付期限及び各納付期限の納付金額を記載し、正しく補正するとともに、再発防止のため、適正な処理方法について文書により周知徹底を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(財政局しんゆり市税事務所納税課)

(ウ) 特定個人情報の取扱いに関する文書の確認を適正に行うべきもの

特定個人情報の取扱いに関する特記仕様書に規定されている秘密保持に関する誓約書等を提出させていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、書類の提出状況を一元管理するとともに、提出書類の管理手順について、改めて関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

(財政局税務部税制課)

(エ) 契約関係文書の確認を適正に行うべきもの

業務完了届が提出されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、契約書に基づき、業務完了届を毎月提出させるよう改めました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

(総務企画局総務部法制課)

(オ) 検査確認を適正に行うべきもの

a 法律等で定められた期限内に検査確認を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、複数人でのチェックを行うこととし、適正に検査確認を行うよう関係職員に周知しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(財政局資産管理部資産運用課)

b 検査確認書に毎月の検査日が記載されていなかったため、法律等で定められた期限内に検査確認を行ったか確認ができなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、毎月の検査日を記載するよう検査確認書の書式を改めました。また、複数人でのチェックを行うよう関係職員に周知しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(財政局税務部税制課)

(カ) 備品の管理を適正に行うべきもの

a 不用の決定及び処分の決定を行わずに廃棄していた事例

[措置内容]

指摘事項については、関係職員に周知するとともに、不用の決定及び処分の決定を行いました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(総務企画局総務部庶務課、同庁舎管理課、情報管理部行政情報課、財政局みぞのくち市税事務所市民税課、同こすぎ市税分室、危機管理本部危機管理部)

b 保管換えの手続を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、関係職員に周知するとともに、保管換えの手続を行いました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(総務企画局総務部庶務課、危機管理本部危機管理部)

(キ) タクシー乗車券の管理を適正に行うべきもの

タクシー乗車券受払簿が作成されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、タクシー乗車券受払簿を作成し、指摘事項について本部内に周知するとともに、改めて関係職員で確認を行いました。

た。

今後は、適正なタクシー乗車券の管理に努めます。

(危機管理本部危機管理部)

(ク) 消耗品の管理を適正に行うべきもの

- a 物品交付請求手続等を行っていなかったことにより、消耗品出納簿と実際の数量が一致していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、物品交付請求手続を行い、消耗品出納簿と実際の数量が一致するように措置を行うとともに、課内で適正な物品交付請求手続を行うよう周知徹底しました。

今後は、適正な消耗品の管理に努めます。

(総務企画局総務部庶務課、人事部総務事務センター、危機管理本部危機管理部、会計室出納課)

- b 消耗品出納簿に登載しなければならない消耗品について登載していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、消耗品出納簿への登載手続等を行うとともに、再発防止を図るため、課内会議等で指摘事項を共有し、適正な事務手続について課内全員に周知徹底しました。

今後は、適正な消耗品の管理に努めます。

(総務企画局情報管理部行政情報課、人事部人事課)

(ケ) バナー広告の掲載手続を適正に行うべきもの

広告掲載の可否の判断に係る手続の完了前にバナー広告を掲載していた事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、要領等に基づき適正に事務を執行するよう、職員に周知徹底するとともに、事務が効率的に実施できるよう様式の見直しを行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(総務企画局シティプロモーション推進室)

## (2) 行政監査

### ア 情報管理に関する事務

#### (ア) 機密保持等に関する事務を適正に行うべきもの

##### [指摘の要旨]

川崎市情報セキュリティ基準（平成14年9月2日付け14川総シ企第123号。以下「セキュリティ基準」という。）第2章9（1）オによると、情報管理責任者は、委託する業務で機密性区分Ⅰの情報を取り扱う場合は、委託先の責任者や作業員から機密保持等に関する誓約書を提出させるとされている。

機密性区分Ⅰの情報を取り扱う委託業務についてみたところ、委託先の責任者等から機密保持等に関する誓約書を提出させていなかった事例があった。

セキュリティ基準に基づき、機密保持等に関する事務を適正に行われたい。

##### [措置内容]

指摘事項については、再発防止に向けて、課内会議等にて指摘事項を共有し、適正な事務手続について課内全員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(総務企画局都市政策部企画調整課、会計室出納課)

#### (イ) 業務委託に係る情報管理に関する事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

セキュリティ基準第2章9(2)エによると、情報管理責任者は、委託業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する場合は、受渡票等の書類により行うとされている。

委託業務についてみたところ、委託業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する際に、受渡票等の書類が用いられていなかった事例があった。

業務委託に係る情報管理に関する事務を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、再発防止に向けて、課内会議等にて指摘事項を共有し、適正な事務手続について課内全員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(総務企画局都市政策部企画調整課、シティプロモーション推進室、公共施設総合調整室、人事部人事課、財政局資産管理部資産運用課)

(ウ) 情報資産の管理に係る自己点検を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

セキュリティ基準第12章4(2)によると、情報管理責任者及び情報システム利用責任者は、情報セキュリティ対策マニュアルの情報セキュリティ対策点検表により、情報資産の管理について、自己点検を行うとされている。

令和3年度情報セキュリティ対策点検表の作成状況についてみたところ、次の事例があった。

セキュリティ基準に基づき、情報資産の管理に係る自己点検を適正に行われたい。

a 「電磁的記録」の自己点検が未実施であった事例

[措置内容]

指摘事項については、セキュリティ基準に基づき自己点検を実施するとともに、再発防止に向けて、文書にて適正な事務執行を行うよう周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(財政局みぞのくち市税事務所資産税課)

b 「ハードウェア」の自己点検が未実施であった事例

[措置内容]

指摘事項については、セキュリティ基準に基づき自己点検を実施するとともに、再発防止に向けて、課内会議等にて適正な事務執行を行うよう周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(総務企画局秘書部秘書課、人事部共済課)

c 「委託」の自己点検が未実施であった事例

[措置内容]

指摘事項については、セキュリティ基準に基づき自己点検を実施するとともに、再発防止に向けて、課内会議等にて適正な事務執行を行うよう周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(総務企画局秘書部秘書課)

(エ) 情報資産の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

セキュリティ基準第2章9(1)オによると、情報管理責任者は、委託する業務で機密性区分Ⅰの情報を取り扱う場合は、委託先の責任者や作業員から機密保持等に関する誓約書を提出させ、セキュリティ

基準第2章9(2)エによると、委託業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報  
を貸与する場合は、受渡票等の書類により行うとし、また、セキュ  
リティ基準第3章2によると、情報資産のうち、情報及び情報システ  
ムについて、機密性、完全性及び可用性の要求レベルを評価・分類し  
、適正な取扱区分を明確にするとされている。

さらに、セキュリティ基準第12章4(2)によると、情報管理責  
任者及び情報システム利用責任者は、情報セキュリティ対策マニユア  
ルの情報セキュリティ対策点検表により、情報資産の管理について、  
自己点検を行うとされている。

情報資産の管理状況と令和3年度情報セキュリティ対策点検表の結  
果を照合したところ、次のとおり実態とは異なる内容が点検表に記載  
されていた事例があった。

セキュリティ基準に基づき、情報資産の管理を適正に行われたい。

- a 委託する業務で機密性区分Ⅰの情報の取扱いがあったが、委託先  
の責任者や作業員から機密保持等に関する誓約書を提出させていな  
かったにもかかわらず、情報セキュリティ対策点検表(委託)の点  
検項目の1つである「委託する業務で機密性区分Ⅰの情報を取り扱  
う場合は、委託先の責任者や作業員から機密保持等に関する誓約書  
を提出させている。」が「○(対策済み)」とされていた事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止に向けて、課内会議等において、セ  
キュリティ基準に基づき、適正な事務手続及び適正な点検を行うこと  
を周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(総務企画局都市政策部企画調整課、会計室出納課)

b 委託業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する際に、受渡票等の書類が用いられていなかったにもかかわらず、情報セキュリティ対策点検表（委託）の点検項目の1つである「情報管理責任者は、委託業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する場合は、受渡票等の書類により行っている。」が「○（対策済み）」とされていた事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止に向けて、課内会議等において、セキュリティ基準に基づき、適正な事務手続及び適正な点検を行うことを周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（総務企画局都市政策部企画調整課、シティプロモーション推進室、公共施設総合調整室、人事部人事課、財政局資産管理部資産運用課）

c 文書の機密性等の区分が定められていなかったにもかかわらず、情報セキュリティ対策点検表（文書・図画）の機密性等の区分に関する点検項目が、全て「○（対策済み）」とされていた事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止に向けて、機密性等の区分や保存期限別に文書を分類するなど点検を行い、誤りが生じないよう管理体制を見直しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（財政局資産管理部契約課）

令和5年6月26日

川崎市監査委員 大村 研 一 様  
同 植 村 京 子 様  
同 石 田 康 博 様  
同 かわの 忠 正 様

川崎市代表監査委員 大村 研一

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、令和4年12月9日付け4川監報第7号で報告の提出がありました監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

1 令和4年度第1回定期（財務）監査・行政監査結果に対する措置状況

（1）行政監査

ア 情報資産の管理に係る自己点検を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市情報セキュリティ基準（平成14年9月2日付け14川総シ企第123号。以下「セキュリティ基準」という。）第12章4（2）によると、情報管理責任者及び情報システム利用責任者は、情報セキュリティ対策マニュアルの情報セキュリティ対策点検表により、情報資産の管理について、自己点検を行うとされている。

令和3年度情報セキュリティ対策点検表の作成状況についてみたところ、次の事例があった。

セキュリティ基準に基づき、情報資産の管理に係る自己点検を適正に行われたい。

(ア)「文書・図画」の自己点検が未実施であった事例

[措置の内容]

指摘事項については、セキュリティ基準に基づき、情報資産の管理について自己点検を実施しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(監査事務局行政監査課)

(イ)「電磁的記録」の自己点検が未実施であった事例

[措置の内容]

指摘事項については、セキュリティ基準に基づき、情報資産の管理について自己点検を実施しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(監査事務局行政監査課)

令和 5 年 3 月 3 0 日

川崎市監査委員 大 村 研 一 様  
同 植 村 京 子 様  
同 浅 野 文 直 様  
同 山 田 晴 彦 様

川崎市人事委員会委員長 魚津 利興

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、令和 4 年 1 2 月 9 日付け 4 川監報第 7 号で報告の提出がありました監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

1 令和 4 年度第 1 回定期（財務）監査・行政監査結果に対する措置状況

（1）定期（財務）監査

消耗品の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

物品交付請求手続等を行っていなかったことにより、消耗品出納簿と実際の数量が一致していなかった事例があった。川崎市物品会計規則（昭和 3 9 年川崎市規則第 3 2 号。以下「物品会計規則」という。）に基づき、適正な事務手続を行うとともに、再発防止に努められたい。

[措置の内容]

物品会計規則に基づき、物品交付請求手続により消耗品出納簿と実際の数量を一致させるとともに、適正な消耗品の管理を行うよう関係職員に周

知徹底しました。

今後は、適正な消耗品の管理に努めます。

(人事委員会事務局調査課)

## (2) 行政監査

機密保持等に関する事務を適正に行うべきもの

### [指摘の要旨]

川崎市情報セキュリティ基準（平成14年9月2日付け14川総シ企第123号。以下「セキュリティ基準」という。）第2章9（1）オによると、情報管理責任者は、委託する業務で機密性区分Ⅰの情報を取り扱う場合は、委託先の責任者や作業員から機密保持等に関する誓約書を提出させるとされている。

機密性区分Ⅰの情報を取り扱う委託業務についてみたところ、委託先の責任者等から機密保持等に関する誓約書を提出させていなかった事例があった。

セキュリティ基準に基づき、機密保持等に関する事務を適正に行われたい。

### [措置の内容]

セキュリティ基準に基づき、機密保持等に関する誓約書の提出を受けるとともに、適正な事務処理を行うよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(人事委員会事務局任用課)